

令和8年  
(2026)  
栃木県  
実施要綱

# 春の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY GOOD LOCAL  
とちぎ

実施期間 令和8(2026)年4月6日(月)から4月15日(水)

交通安全  
スローガン 高めよう! とちぎの交通マナー  
マナーアップ! あなたが主役です

≪ 令和7年度 交通事故防止に関するポスターコンクール ≫



優秀賞作品  
県立足利工業高等学校 堀江 美羽さん



最優秀賞作品  
県立馬頭高等学校 荒井 英望さん



- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



- 統一行動日
- 4月 8日(水) 「自転車の安全で適正な利用」強化の日
  - 4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)
  - 4月10日(金) 「飲酒運転根絶」強化の日
  - 4月13日(月) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

# 「運動の重点」

## 1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

令和7年中における交通事故死者数は69人、うち横断中の死者数は**16人**で全体の**23.2%**を占めています。

### 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等において見守り活動をししましょう。
- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「生活道路は人が優先」という意識を持ちましょう。
- 令和8年9月1日から、センターライン等のない生活道路における自動車の**法定速度が30キロメートル毎時**に引き下げられます。

### 歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

- 歩行者は横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
- 歩行者は、自らの安全を守るための行動として、運転者に対して「横断する意思」を手をあげるなどして明確に伝え、安全を確認して横断を始めましょう。
- 歩きスマホは、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れるため、絶対にやめましょう。



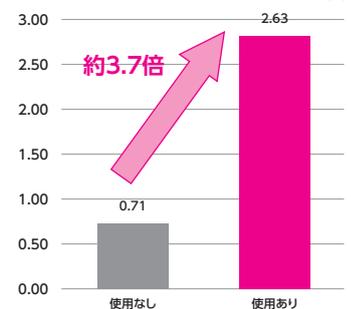
「令和7年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」入選作品  
県立足利工業高等学校 鈴木 優歩さん

## 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

### 「ながらスマホ」の根絶

- 運転中のスマホ等の通話や画面を見ることは、わずかな時間でも、前方の安全確認がおろそかになり大きな事故につながります。
- 自転車も含め運転中にスマホを操作したり、画面を見たりすることは絶対にやめましょう。
- 自動車(乗用車、貨物車、特殊車)でスマホ等を使用しながらの交通事故は、死亡事故の発生リスクが**約3.7倍**になります。

携帯電話等使用の有無別死亡事故率比較  
【令和2年～6年】 出典:警察庁



(注)「死亡事故率」とは、交通事故のうち死亡事故の占める割合をいう。

### 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 運転者は、歩行者優先の意識を持ち、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しましょう。
- 横断歩道は、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

**ずっと 止まれる 栃木県!**

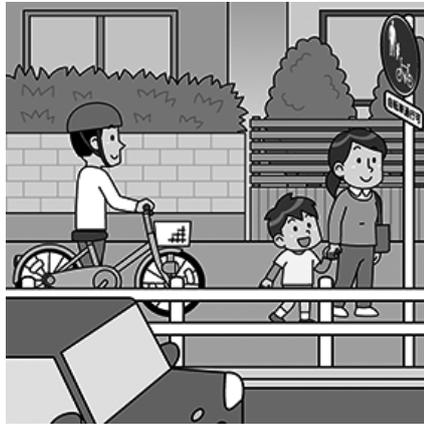
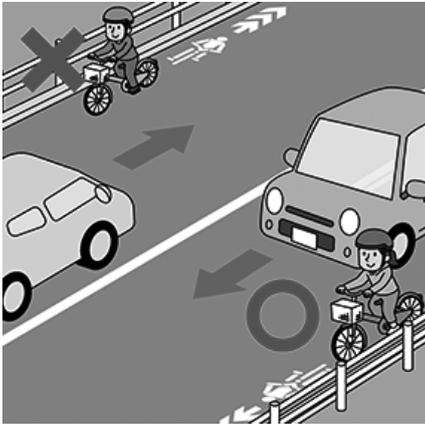
「令和7年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」入選作品  
県立足利工業高等学校 渡邊 柚希さん



# 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール の理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

## 守ろう！「自転車安全利用五則」

### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



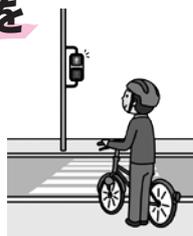
※以下の場合、普通自転車は歩道を通行することができます

- 標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある方
- 車道又は交通の状況からやむを得ない場合



### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 一時不停止、信号無視は自転車も道路交通法違反です。



### ③ 夜間はライトを点灯

- 夜間はライトを点灯しなければなりません。
- 反射材も活用しましょう。



### ④ 飲酒運転は禁止

- 自転車の飲酒運転も犯罪です。



### ⑤ ヘルメットを着用

- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。(令和2年～令和6年合計、警察庁調べ)
- 交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。
- 道路交通法で、**自転車ヘルメット着用は努力義務**です。
- 栃木県自転車条例で、**自転車保険加入は義務**です。

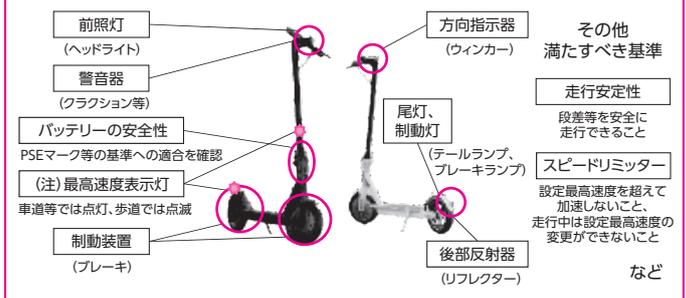
詳しい**自転車の交通ルール**については警察庁ホームページをご確認ください。



## 特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- **乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください。**
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

### 特定小型原動機付自転車の保安基準項目



詳しい交通ルールについては警察庁ホームページをご確認ください。



詳しい車両型式情報は国土交通省ホームページをご確認ください。

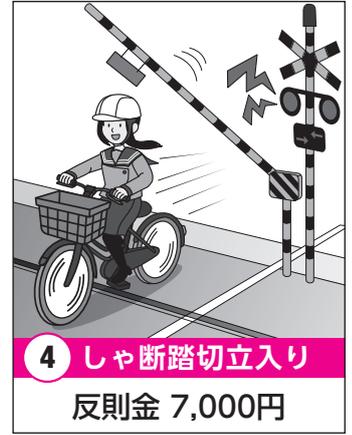


# 自転車の違反に交通反則切符と反則金!

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度です。
- 令和8(2026)年4月1日から施行。
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。



## 主な違反行為について



## 自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」罰則強化 (令和6年11月1日 道路交通法改正)



### 携帯電話使用等

最大1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



### 酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

## 栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索